

第十六条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「および」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生省令第三号

農林省設置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第九十八条及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特例措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五十八号）第二十六条の規定に基づき、並びに同令第二十八条の規定を実施するため、農業者年金基金法施行規則及び沖繩県における農業者年金の任意加入被保険者の耕作の事業に必要となる年間労働時間の算定方法、特別納付金の納付の申出手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年七月五日

厚生大臣 小沢 辰男
農林大臣 中川 一郎

農業者年金基金法施行規則及び沖繩県における農業者年金の任意加入被保険者の耕作の事業に必要な年間労働時間の算定方法、特別納付金の納付の申出手続等を定める省令の一部を改正する省令

農業者年金基金法施行規則の一部改正

第一条 農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

（沖繩県における農業者年金の任意加入被保険者の耕作の事業に必要な年間労働時間の算定方法、特別納付金の納付の申出手続等を定める省令の一部改正）

第二条 沖繩県における農業者年金の任意加入被保険者の耕作の事業に必要な年間労働時間の算定方法、特別納付金の納付の申出手続等を定める省令（昭和四十七年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「沖繩の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特例措置等に関する政令」を「沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特例措置等に関する政令」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生省令第三号

農林省設置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに輸出検査法（昭和三十一年法律第九十七号）第十四条及び第十六条第一号から第三号までの規定に基づき、冷凍水産物等に関する指定検査機関指定基準規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和五十三年七月五日

厚生大臣 小沢 辰男
農林大臣 中川 一郎

冷凍水産物等に関する指定検査機関指定基準規則の一部を改正する省令

（昭和三十三年農林省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「および」を「及び」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

農林省令第二号

農林省設置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十七号）の施行に伴い、及び訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第十七条の規定を実施するため、訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員に携する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年七月五日

厚生大臣 小沢 辰男
農林大臣 中川 一郎

訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員に携する身分を示す証明書の様式を定める省令

明書の様式を定める省令の一部を改正する

省令

訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員に携する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十一年農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

農林省令第四十九号

農林省設置法（昭和二十四年法律第五百五十三号）第五十六条第四項、第六十九條第三項及び第八十九條第四項並びに地方農政局組織令（昭和三十一年政令第四十四号）第九條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年七月五日

農林大臣 中川 一郎

農林省組織規程の一部を改正する省令

農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「漁業調整事務局及び」を削り、「農林研究所」を「農林水産研究所」に改める。

本則中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第一条の見出し中「能率専門官、法令審査官」を「法令審査官、能率専門官」に改め、同条第一項中、大臣官房秘書課に能率専門官を削り、「法令審査官」の下に「及び能率専門官」を加え、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 能率専門官は、農林水産省の所管行政の事務の増進に関する専門事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二条の見出し及び同条第一項中「農林経済局」を「経済局」に改め、同条第八項及び第九項中「農林経済局長」を「経済局長」に改める。

第二条の二第一項中「農林経済局国際協力課」を「経済局国際協力課」に改める。

第二条の三第一項中「農林経済局統計情報部管理課」を「経済局統計情報部管理課」に改める。

第二条の四第一項中「農林経済局統計情報部管理課」を「経済局統計情報部管理課」に改め、同条第二項中「国立国会図書館支部農林省図書館」を「国立国会図書館支部農林水産省図書館」に改める。

第三条第一項中「同局計画部計画課」を「同局計画部地域計画課」に改める。

第三条の二第一項中「同局計画部計画課」を「同局計画部地域計画課」に改め、同条第三項中「作成」の下に、「農業水利制度の企画及びこれに必要な調査並びに水資源の調査」を加える。

第六条の見出し中「審査官、官制専門官、監査官」を「監査官、審査官、官制専門官」に改め、同条第一項中「同庁総務部総務課」を「同庁長官官房総務課」に、及び同庁経理部主計課を「同庁管理主計課」に、及び同庁経理部経理課を「及び同庁管理主計課」に、同庁経理部企画課を「同庁長官官房監査課に監査官を、同庁管理主計課」に、同庁経理部経理課を「同部経理課」に改め、同部監査課に監査官を削り、同条第七項とし、第五項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 監査官は、食糧事務所における会計事務の指導及び会計の監査を行う。

第六条の二第一項中「食糧庁総務部総務課」を「食糧庁長官官房総務課」に改める。

第七条の二の見出し中「及び特別林産対策室」を「特別林産対策室及び経営改善対策室」に改め、同条第一項中「特別林産対策室」の下に「同庁業務部業務課に経営改善対策室」を加え、同条に次の一項を加える。

5 経営改善対策室においては、国有林野事業の改善に関する事項についての企画、調査及び調整に関する事務をつかさどる。

第八条の見出し中「水産土木専門官、漁業調整官、水産専門官、漁業保険検査官、数理官」を「水産専門官、漁業調整官、数理官、水産土木専門官、漁業調整官」に、副研究管理官及び研究企画官を「及び副研究管理官」に改め、同条第一項を次のように改める。

水産庁漁政部漁政課及び同庁振興部開発課に管理官を、同庁漁政部企画課に企画官を、同部協同組合課に水産業協同組合検査官を、同部水産流通課及び同庁研究部研究課及び漁場保全課に水産専門官を、同庁漁政部漁業保険課に漁業保険検査官及び数理官を、同庁振興部開発課に

(沿岸課の事務)
第六十三条の六 沿岸課においては、次の事務をつかさどる。
一 沿岸における漁業の指導その他漁業調整に関すること。(漁業監督課及び漁港駐在官の所掌に属することを除く。)

二 漁業法第三十六條の規定による漁業の免許に関すること。
三 支海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会に関すること。
四 外国人漁業の規制に関する法律に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
(沖合課の事務)

第六十三条の七 沖合課においては、次の事務をつかさどる。
一 沖合における漁業の指導その他漁業調整に関すること。(漁業監督課及び漁港駐在官の所掌に属することを除く。)

二 沖合及び近海漁業、大中型まき網漁業及び以西並びに網漁業の許可に関すること。
(漁業監督課の事務)

第六十三条の八 漁業監督課においては、漁業の取締りその他漁業の監督に関する事務をつかさどる。
(漁業監督指導官)

第六十三条の九 漁業監督課に漁業監督指導官を置く。
二 漁業監督指導官は、漁業の監督に関する専門技術上の事項に関する指導を行う。

第六十四条第一項中「福岡漁業調整事務所」を「九州漁業調整事務所」に、「次長」を「次長二人」に改める。
第六十四条の二の見出し中「漁業監督指導官及び」を削り、同条第一項中「福岡漁業調整事務所」を「九州漁業調整事務所」に改め、「漁業監督指導官及び」を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三章第一節第十五款の款名を次のように改める。
第十五款 農林水産研修所

第二百一十一条中「農林研修所」を「農林水産研修所」に、「左の」を「次の」に改める。
第二百一十七条中「農林経済局統計情報部」を「経済局統計情報部」に、「農林経済局統計情報部長」を「経済局統計情報部長」に改める。

附則
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(製糸業法施行規則の一部改正)
第二条 製糸業法施行規則(昭和七年農林省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「農林省」を「農林水産省」に改める。
(農産種苗法施行規則の一部改正)

第三条 農産種苗法施行規則(昭和二十三年農林省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
第一条中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
様式第一号中「農林省印」を「農林水産省印」に改める。
(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)の一部を次のように改正する。
本則中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
別記様式第二号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
(肥料取締法施行規則の一部改正)

第五条 肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。
「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「肥料大臣」を「肥料大臣」に改める。
第六条中「農林省肥料検査所長」を「農林水産省肥料検査所長」に改める。
別記様式第十七号中「農林省印」を「農林水産省印」に、「農林省肥料検査所」を「農林水産省肥料検査所」に改める。
(植物防疫法施行規則の一部改正)

第六条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
「農林省」を「農林水産省」に、「肥料大臣」を「肥料大臣」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣」に改める。
第一号様式中「農林省印」を「農林水産省印」に改める。

第三号様式中「MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY」を「MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES」に改める。



第十八号様式中
第三十三号様式及び第三十六号様式中「農林省管理番号」を「農林水産省管理番号」に改める。
(漁船法施行規則の一部改正)

第七条 漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。
「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「肥料大臣」を「肥料大臣」に改める。
別記様式第十五号の二を次のように改める。
二 検査をした設備に取り付ける合格証

統合検査合格証
船体検査合格証
魚群探知機検査合格証
ウイヤーネット検査合格証




縦30センチメートル
横21センチメートル
(淡黄色)

輸 入 検 疫 証 明 書

検疫番号 _____ 申請者住所氏名 (法人の場合には、その名)
 交付年月日 _____ 称及び代表者の住所氏名

種 類	重 量 (箇 数)	こ う り 数	商 種	産 地	生 産 地	容 器 包 装 の 種 類	用 途	仕 向 地	荷 受 人 住 所 氏 名	荷 送 人 住 所 氏 名	取 扱 人 住 所 氏 名	と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日	と う 載 船 舶 (航 空 機) 名	検 査、消 毒 の 実 施 状 況	検 査 の 場 所

上記は、家畜伝染病予防法第40条 (第41条、第42条、第43条) の規定により、制度の検疫を終了したことを証明する。



農 林 水 産 省 動 物 検 疫 所
家 畜 防 疫 官 氏 名 印

年 月 日

2センチメートル
4.5センチメートル

浮出しとすること。

様式第二十七号 (第五十一条関係)



様式第二十八号 (第五十一条関係)



様式第二十七号 (第五十一条関係)



縦6センチメートル
横11センチメートル
(淡緑色)

三

第 号 _____ 年 月 日 _____

検 疫 済

農林水産省動物検疫所

裏

No. _____ Date _____

Quarantined
Animal Quarantine Service,
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

縦6センチメートル
横11センチメートル
(淡赤色)

第 号 年 月 日

消 毒 済

農林水産省動物検疫所

No. _____ Date _____

Disinfected
Animal Quarantine Service,
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

別記様式第三十号中「日本国農林省」を「日本国農林水産省」及び「Ministry of Agriculture and Forestry, Japanese Government」とし、「農林省動物検疫所」を「農林水産省動物検疫所」と改める。

別記様式第三十一号中「農林省」を「農林水産省」に改める。

(漁港法施行規則の一部改正)

第十二条 漁港法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「農林水産大臣」とし、「農林省」を「農林水産省」に改める。

第八條の二第一項及び第十二條中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

別記様式第四号様式中「農林省」を「農林水産省」に改める。

(農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第十三条 農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和二十六年農林省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

本則中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式第一号中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

別記様式第二号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(真珠養殖事業法施行規則の一部改正)

第十五条 真珠養殖事業法施行規則(昭和二十七年農林省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

裏

別記様式中「農林省令」を「農林水産省令」とし、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(飼料需給安定法施行規則の一部改正)

第十六条 飼料需給安定法施行規則(昭和二十八年農林省令第八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

(農産物価格安定法施行規則の一部改正)

第十七条 農産物価格安定法施行規則(昭和二十八年農林省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項及び第四条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記中「農林省令」を「農林水産省令」とし、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(農林省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正)

第十八条 農林省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令(昭和二十九年農林省令第二号)の一部を次のように改正する。

題名中「農林省所管」を「農林水産省所管」に改める。

本則中「農林経済局長」を「経済局長」とし、「農林経済局統計情報部長」を「経済局統計情報部長」とし、「農林研修所長」を「農林水産研修所長」とし、「農業者大学校主幹」を「農業者大学校副校長」に改める。

(日本中央競馬会法施行規則の一部改正)

第十九条 日本中央競馬会法施行規則(昭和二十九年農林省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

(輸出水産物の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 輸出水産物の振興に関する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「農林水産大臣」とし、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

別記様式第十五号中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

別表第二まぐろ類かん詰の項中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に改める。

(農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部改正)

第二十一条 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和三十一年農林省令第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

(家畜取引法施行規則の一部改正)

第二十二条 家畜取引法施行規則(昭和三十一年農林省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

第十条の見出し及び第十一條中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

別記様式第七号中「農林省令」を「農林水産省令」とし、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(漁業生産調整組合法施行規則の一部改正)

第二十三条 漁業生産調整組合法施行規則(昭和三十六年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第一条中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

様式第二十一号中「農林大臣の印」を「農林水産大臣の印」に改める。

第二十四条 農林省関係許可認可等臨時措置令施行規則（昭和四十年農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省関係許可認可等臨時措置令施行規則

（農林水産技術会議事務局組織規程の一部改正）

第二十五条 農林水産技術会議事務局組織規程（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「農林省」を「農林水産省」に改める。

（農林業センサス規則の一部改正）

第二十六条 農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第五条第一項中「農林省農林経済局統計情報部長」を「農林水産省経済局統計情報部長」に改める。

第十六条第五項中「農林省組織規程」を「農林水産省組織規程」に改める。

（真珠養殖等調整暫定措置法施行規則の一部改正）

第二十七条 真珠養殖等調整暫定措置法施行規則（昭和四十四年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十五条中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

様式第二十二号中「農林大臣の印」を「農林水産大臣の印」に改める。

（沖縄の復帰に伴う農林省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第二十八条 沖縄の復帰に伴う農林省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年農林省令第三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

第八条中「沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」を「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に改める。

第八条の二中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

第九条第一項中「沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」を「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に改める。

第二十条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

（沖縄県の区域における小規模企業に係る製造用原料品の減免税制当制度に関する省令の一部改正）

第二十九条 沖縄県の区域における小規模企業に係る製造用原料品の減免税制当制度に関する省令（昭和四十七年農林省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から様式第四号までの様式中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

（沖縄の農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金についての昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の規定の適用に係る特例に関する省令の一部改正）

第三十条 沖縄の農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金についての昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の規定の適用に係る特例に関する省令（昭和四十八年農林省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農林省令」を「農林水産省令」に、「沖縄の復帰に伴う農林省令の適用の特別措置等に関する省令」を「沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令」に改める。

第五条及び第六条（見出しを含む）中「沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」を「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に改める。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）

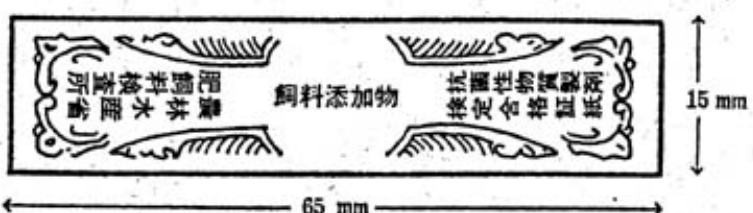
第三十一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

別記様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十条関係）

(一) 小形の最終小分容器に取められた抗菌性物質製剤用



- 罫1 刷色は、赤色とする。
- 2 印面は、縦60ミリメートル、横12ミリメートルとする。
- 3 紙質は、薄手のものとする。

(二) 大形の最終小分容器に取められた抗菌性物質製剤用



- 罫1 刷色は、赤色とする。
- 2 印面は、縦161ミリメートル、横18ミリメートルとする。
- 3 紙質は、薄手のものとする。